

4 製品の特徴的な形状、模様についての権利（意匠権）

2. 意匠権を侵害すると

前述したとおり、意匠権者は、出願の日から25年間の存続期間において、登録意匠又はこれに類似する意匠を独占的に実施することができます。

従って、意匠権者から実施を許諾されていないにも拘わらず、第三者が業として（個人的又は家庭内での利用を除くという趣旨です。）登録意匠又はこれに類似する意匠を製造・販売等を行った場合には、意匠権の侵害となります。

意匠権の侵害に対しては、民事上の救済及び刑事上の罰則があります（【表4.2】参照）。

【表4.2】 意匠権侵害に対する民事上の救済と刑事上の罰則

民事上の救済	刑事上の罰則
<ul style="list-style-type: none">● 差止請求● 損害賠償請求● 不当利益返還請求● 信用回復等措置請求	<ul style="list-style-type: none">● 10年以下の懲役● 1,000万円以下の罰則